

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月31日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆企業年金の利率及び死亡率の改正について◆

平成22年3月31日付の官報及び通知に、平成22年4月1日から適用する企業年金の利率及び死亡率等が掲載されましたのでご連絡致します。

【確定給付企業年金及び厚生年金基金】

- 継続基準下限予定利率の改正
平成22年度：年率1.3%（平成21年度：年率1.5%）
- 非継続基準予定利率の改正
平成22年度：年率2.38%（平成21年度：年率2.44%）
なお、0.8～1.2の割掛けが認められるため、平成22年度の予定利率は、年率1.904%～年率2.856%となります。
- 死亡率の改正
平成22年4月1日から適用される確定給付企業年金の新死亡率（厚生年金基金については最低積立基準額の算定に用いる死亡率）が掲載されております。
なお、確定給付企業年金の新死亡率の取扱いについて、厚生労働省宛に事前確認した内容もございますので、中央三井アセットの年金情報（平成22年2月23日付）も併せてご参照ください。

【適格退職年金制度】

- 下限予定利率の改正
平成22年度：年率1.3%（平成21年度：年率1.5%）
（注）平成22年4月1日付再計算における下限予定利率は年率1.3%となります。

⇒ 企業年金の利率の詳細については、添付資料をご覧ください。

以上



企業年金の利率一覧

適用時期 厚生年金基金及び確定給付企業年金：計算基準日で判定 適格年金：再計算日で判定	厚生年金基金及び確定給付企業年金（注1）		企業年金連合会	適格年金	適用時期	厚生年金基金
	① 継続基準 下限予定利率	② 非継続基準 予定利率	③ 通算企業年金 予定利率	④ 下限予定利率		⑤ 最低責任準備金 付利率
H9.4.1~H10.3.31	4.0%	4.75%		3.1%		
H10.4.1~H11.3.31	3.4%	4.00%		2.3%		
H11.4.1~H12.3.31	2.9%	3.50%		1.5%	H11.10.1~H11.12.31	4.66%
H12.4.1~H13.3.31	2.4%	3.00%		1.7%	H12.1.1~H12.12.31	4.15%
H13.4.1~H14.3.31	2.0%	2.75%		1.7%	H13.1.1~H13.12.31	3.62%
H14.4.1~H15.3.31	1.2%	2.50%		1.2%	H14.1.1~H14.12.31	3.22%
H15.4.1~H16.3.31	1.2%	2.23% (注2)	H17.10.1~	1.2%	H15.1.1~H15.12.31	1.99%
H16.4.1~H17.3.31	0.9%	2.29% (注2)	↓	0.9%	H16.1.1~H16.12.31	0.21%
H17.4.1~H18.3.31	1.3%	2.20% (注2)	2.25%	1.4%	H17.1.1~H17.12.31	4.91%
H18.4.1~H19.3.31	1.2%	2.17% (注2)	2.25%	1.3%	H18.1.1~H18.12.31	2.73%
H19.4.1~H20.3.31	1.3%	2.20% (注2)	2.25%	1.7% (注3)	H19.1.1~H19.12.31	6.82%
H20.4.1~H21.3.31	1.4%	2.27% (注2)	2.25%	1.6% (注3)	H20.1.1~H20.12.31	3.10%
H21.4.1~H22.3.31	1.5%	2.44% (注2)	2.25%	1.5%	H21.1.1~H21.12.31	▲3.54%
H22.4.1~H23.3.31	1.3%	2.38% (注2)	2.25%	1.3%	H22.1.1~H22.12.31	▲6.83%

H22.3.31 財政検証に適用される

H22年度中に解散した場合の分配計算に適用される

	平成22年度各利率についての告示等	決定根拠	
①	「厚生年金基金の予定利率の下限等について（平成9年3月31日企国発第23号）」 （平成22年3月31日年企発0331第1号）	直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い方	「厚生年金基金財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」
	「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号に規定する予定利率の下限（平成14年厚生労働省告示第58号）」 （平成22年3月31日告示第128号）	厚生年金基金同様、「直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い方」とされている。	「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号（平成14年3月5日省令第22号）」 および「確定給付企業年金法法令解釈通達」
②	「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率（平成9年厚生労働省告示第83号）」 （平成22年3月31日告示第129号）（注2）	直近5年間に発行された30年国債の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率	「厚生年金基金令第39条の3第3項（昭和41年9月27日政令第324号）」
	「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率（平成22年3月31日告示第127号）（注2）」	直近5年間に発行された30年国債の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率	「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号（平成14年3月5日省令第22号）」
③	「企業年金連合会規約第38条第2項（平成18年10月1日付施行）」	長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき決定される	企業年金連合会規約第38条第2項
④	「法人税法施行規則附則第5条第4項」（平成22年3月31日付財務省令第13号）	直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均	「法人税法施行令附則第16条第3項」
⑤	「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成11年厚生労働省告示第192号）」 （平成21年12月28日告示第513号）	厚生年金保険本体の前年度実績利回り	「厚生年金基金令（昭和41年9月27日第324号）附則第4条第2項」

（注1）確定給付企業年金については平成14年度より適用。

（注2）最低積立基準額の算定に用いる利率に「0.8以上1.2以下」の掛目を設定することが可能。

（掛目を設定することについては、代議員会の議決または被保険者等の過半数を代表するものの同意（含労働組合の同意）が必要）

（注3）H19.4.1～H20.4.29：1.7% H20.4.30～H21.3.31：1.6%